原判決を破棄する。 被告人を禁錮六月以上壱年以下に処する。 原審において生じた訴訟費用は被告人の負担とする。

由

弁護人堤牧太の陳述した控訴趣意は、記録に編綴されている同弁護人並びに弁護 人桑原純煕から提出の各控訴趣意書記載のとおりであるからこれを引用する。 弁護人桑原純煕の控訴趣意第一点(理由不備)第三点並びに第四点(審理不尽及

び事実誤認)について、

しかし、原判決に挙示する証拠に徴すると、原判示事実は、被告人が自動車運転 の業務に従事していたとの点及び本件事故が被告人の業務上の過失に基因するとの 点を除き、その余はすべてこれを認定するに充分であり、所論は本件自動車の後方 荷台にAが乗車したのは、被告人において乗車せしめたものでないというにある が、同人が進行中の自動車に便乗すべく合図したので、同人の従兄Bにおいて、被 告人に同人の同乗方を依頼したため、被告人はこれを承諾し、停車の上、同人を乗車せしめたことが記録上明かであるから、被告人にAを乗車せしめたことの責任を否定するに由ない。また所論によれば、本件衝突については、被告人ばかりでな 列車の機関士により以上の過失があつたのであるから、被告人にのみこれによ る責任を負わしめるべきでないと主張するにあるけれども、本件事故発生の経緯は 後段説示のとおりであつて、道路を通行する本件自動三輪車こそ、専用の鉄道上を 定時に進行するより高速度の列車の通行を妨害しないよう万全の措置を講ずべき筋 合のものであるから、被告人に過失があることは優にこれを認め得られるのみか、 列車の機関士は踏切に近づくや警笛を吹鳴し、被告人の運転する自動車が踏切のために設置された警報器附近で停車せず、これを通過する気配を察知して、直ちに急停車の措置をとつたことが明らかであるから、列車の機関士に過失のあつたものと は容易に断じ難い。そして被告人に過失の存する限り、列車の機関士の過失の有無を問わず、被告人は本件事故による責任を免れ得ないことは言を俟たないから右所 論も当らず、原判決には所論のように、理由不備、又は審理不尽乃至事実誤認の違法があるということはできない。論旨はいづれも採用の限りでない。 弁護人桑原純煕の控訴趣意第二点(理由不備)、及び弁護人堤牧太の控訴趣意第

・点事実誤認)、第二点(理由不備、事実誤認、法令適用の誤)、第三点(審理不 尽、理由不備)について、

刑法第二百十一条にいう業務とは、各人の社会生活上の地位に基づいて、継続的 に従事する事務であつて、人の生命、身体に対する危険を伴うものを指称し、 事務について法規上官庁の免許を必要とする場合にも、免許の有無は問うところで ないから、その性質上或る程度の危険を伴う自動三輪車を運転する仕事を、社会生 活上の地位に基づき継続反覆して行い、または一回でもこれを継続反覆する目的を以て行う者は、免許を有しなくとも、その運転を業務としている者に該当することは言を俟たない。ところで、本件記録及び原裁判所において取調べた証拠並びに当 裁判所の事実取調の結果を綜合して考察するに被告人は自動車運転の免許をもたな かつたが、自家の農業兼薪炭の販売運搬の営業に使用し、時に他人の需により物品 の運搬にも使用していた自家所有の判示自動三輪車に運転免許を有する実兄Cの運 転助手として昭和二十九年一月頃以来乗車しており、近く自らも免許を得るべく運 転の練習をしていたものであつて、兄Cと共に本件事故の十日位前からDの需により八代市 a 町の海岸より建地石材を b 村まで運搬する仕事を続けていたところ、た またま本件当日兄Cが他出して不在のため、Dからの要求を断りきれず、自ら該自動車を運転して一回その運搬を了え、更に二回目の運搬をなす途上において、判示 のごとく事故を惹起した事実はこれを認め得られるけれども、被告人が自動車の運 転の業務に従事していたこと、換言すると、従来その社会生活上の地位に基いて該自動車の運転を反覆していたこと、または、将来これを継続して行う目的を以て判示のごとく運転をなしたことは、いづれもこれを確認し難く、ただ被告人の検察官に対する供述調書中に「兄に教つて運転を覚え、時々兄に代つて自分で運転してお りました」旨の供述はあるが、爾余の証拠に照し、右供述により直ちに被告人が該 自動車の運転を業務としていたものと速断するのは早計であつて、他にこれを肯定 するに足りる資料は記録上見当らない。それで被告人が自動車運転の業務に従事し ていたものと認めるにはその証明が不十分であるというのほかなく、原判決が判示 のごとく被告人が自動車運転の業務に従事していたものとして、本件の事故をその業務上の過失に起因するものである旨の事実を認定し、刑法第二百十一条を適用処

断したのは、事実の認定を誤つたか、または前示法条の解釈適用を誤つたものと認められ、その誤りは判決に影響すること明らかであるから、論旨は理由があり、原 判決は破棄を免れない。

そこで、爾余の論旨に対る判断を省略し、刑事訴訟法第三百九十七条に則り、原 判決を破棄した上、同法第四百条但書に則り更に裁判をすることとする。

当裁判所が原判決に示の証拠及び当審第一回公判調書中、被告人並びに証人Cの各供述により認定する事実は、原判示冒頭の「で自動車運転の業務に従事していた」との部分を削除し、且つ第二事実のうち「業務上当然の注意義務があるにもかかわらず、之を怠り、漫然同踏切内に進入した為」とあるを「当然の注意義務があり、僅かの注意を払うことにより事故を容易に防止し得たにも拘らず、これを怠り、一旦停車することなく同踏切内に進入した重大な過失があつた為」と訂正するほか原判決に適示事実のとおりである。

法律に照すと、被告人の所為中、運転の資格を有しないで自動車を運転した点は 道路交通取締法第七条第一項、第二号、第九条、第二十八条第一号に、法定の除外 事由なくして荷台に人を乗車させて運転した点は同法施行令第三十八条第二項、第

七十二条第一号に、各重過失致死傷の点はいずれも刑法第二百十一条後段に、過失 により汽車の往来の危険を生ぜしめた点は同法第百二十九条第一項にそれぞれ該当 (そのほか罰金等臨時措置法第二条及び第三条)するところ、無資格運転と荷台に 乗車させて運転した点は一個の所為で二個の罪名に触れる場合であり重大な過失致 死、同致傷、及び往来の危険を生じた点はいづれも一個の所為で三個の罪名に触れ る場合であるので、各刑法第五十四条第一項前段、第十条を適用し、前者について は重い無資格運転の罪の刑に従い、所定刑中懲役刑を選択し、後者については重い Aを死に致した罪の刑に従って処断することとし、所定刑中禁錮刑を選択し、以上は刑法第四十五条前段の併合罪であるから、同法第四十七条、第十条を適用し、重 い重過失致死傷の罪の刑に法定の加重をなした刑期範囲内で処断すべきところ、被 告人は少年であるから少年法第五十二条第一項に則り、主文のとおり不定期に処す ることとし、原審において国選弁護人に支給した訴訟費用は刑事訴訟法第百八十一 条第一項に従い、被告人をして負担させることとする。 よつて主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 筒井義彦 裁判官 柳原幸雄 裁判官 岡林次郎)